

「エコカー補助金」の概要について

平成 23 年 12 月 20 日
 経済産業省製造産業局自動車課
 国土交通省自動車局環境政策課

これは、平成23年度第4次補正予算案に盛り込まれる「エコカー補助金（環境対応車普及促進対策費）」の案です。実際の制度実施には補正予算案の可決・成立が必要となることにご留意下さい。

1. 制度の趣旨・概要

環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図ることを目指しています。

具体的には、以下の要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して、補助金が交付されます。

対象

＜乗用車等^{※1}＞（登録車等・軽自動車）

環 境 要 件	登 録 車 等	軽自動車
平成 27 年度燃費基準達成または平成 22 年度燃費基準 25%超過達成 ^{※2※3} 	10万円	7万円

※1 乗車定員が 10 人以下の乗用車及び車両総重量が 3.5 トン以下のトラック・バス(バンを含む)。

※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。

※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。

＜重量車＞（トラック・バス）

環 境 要 件	小型 ^{※1} (GVW3.5 トンクラス)	中型 ^{※1} (GVW8 トンクラス)	大型 ^{※1} (GVW12 トンクラス)
平成 27 年度燃費基準達成 ^{※2※3} 	20万円	40万円	90万円

※1 「小型」: 車両総重量が 3.5 トンを超え 7.5 トン以下のトラック及び車両総重量が 3.5 トンを超え 8 トン以下のバス。

「中型」: 車両総重量が 7.5 トンを超え 12 トン以下のトラック及び車両総重量が 8 トンを超え 12 トン以下のバス。

「大型」: 車両総重量が 12 トンを超えるトラック・バス。

※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。

※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。

新車の定義

平成23年12月20日(概算閣議決定日)から平成25年1月31日までに新車新規登録(登録自動車)または新車新規検査届出(軽自動車)された自動車が対象となります。

※現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

◆申請締切は平成25年2月28日となります。ただし、申請受付開始は予算成立後になります。なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集を終了いたしますのでご了承下さい。

新車の使用期間(1年間以上)

補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が求められます。違反すると補助金を返納いただくこととなります。

なお、事故等により廃車※した場合は返納の必要はございませんが、変更手続書類の提出が必要となります。

※廃車とは、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の引渡しを行うことを指します。事故等により全損扱いとなり、保険会社が代位取得した際に、当該車両が中古車として転売された場合には返納の必要が生じますのでご注意下さい。

名義変更について

1年未満の使用者名義の変更は原則として認められませんが、親族間の譲渡等に伴う変更として以下に示す場合等については、使用者の変更が認められます。

- ①同一世帯内におけるものであって住民票等で確認できる場合
- ②同一世帯でなくとも、戸籍謄本等により二親等以内の親族であることが確認できる場合 等

2. 申請手続きについて

補助金の申請は、新車の使用者（リース契約においては所有者であるリース事業者）となります。審査機関は公募により決定される予定です。

◆申請に当たって必要となる主な書類は以下の通りとなる予定です。

1. 補助金交付申請書
2. 新車の登録（届出）、環境要件を満たしていることを証する書類（車検証のコピー）
3. 本人確認書類（住民票、運転免許証、健康保険証等のコピー）
4. 補助金振り込み先金融機関の通帳のコピー 等

3. お問い合わせ先

制度の詳細につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

【担当官庁】

- ◇経済産業省 製造産業局 自動車課（自家用自動車関係）
電話：03-3501-1511（内線 3837）
- ◇国土交通省 自動車局 環境政策課（事業用自動車関係）
電話：03-5253-8111（内線 42-533）

なお、各機関の連絡先は以下のとおりです。

【ディーラー団体】

- ◇日本自動車販売協会連合会（登録車関係）
電話：03-5733-2525
- ◇全国軽自動車協会連合会（軽自動車関係）
電話：03-5472-7861

【関係団体】

- ◇日本自動車工業会（国産車関係）
電話：03-5405-6148
- ◇日本自動車輸入組合（輸入車関係）
電話：03-5765-6812